

広島県告示第七百八十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定によって、次の水位周知河川について洪水浸水想定区域を指定する。

その指定の区域、その区域における浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を示した図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び河川課並びに広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成二十年広島県告示第二百七十一号（浸水想定区域の指定）（二級河川賀茂川水系賀茂川に係る部分に限る。）、平成二十年広島県告示第八百十三号（浸水想定区域の指定）（二級河川三津大川水系三津大川に係る部分に限る。）及び平成二十二年広島県告示第二百七十六号（浸水想定区域の指定）（二級河川沼田川水系入野川に係る部分に限る。）は、廃止する。

令和二年六月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

洪水浸水想定区域を指定する水位周知河川

河川の名称		河川の区間		担当建設事務所
二級河川賀茂川水系賀茂川	左岸	竹原市仁賀町（仁賀ダム）から竹原市竹原町（海）まで		広島県西部建設事務所東広島支所
	右岸	竹原市仁賀町（仁賀ダム）から竹原市竹原町（海）まで		
二級河川三津大川水系三津大川	左岸	東広島市安芸津町三津（昭和池）から東広島市安芸津町三津（海）まで		"
	右岸	東広島市安芸津町三津（昭和池）から東広島市安芸津町三津（海）まで		
二級河川沼田川水系入野川	左岸	東広島市松山字久保田八四九地先から東広島市河内町中河内（沼田川合流点）まで		"
	右岸	東広島市松山字友安谷四〇一番一地先から東広島市河内町中河内（沼田川合流点）まで		